

地域活性化起業人事業 札所巡礼活性化イベント業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

12年に1度の札所総開帳を迎えるにあたり、特に若い女性の巡礼を増やすために、初心者でも興味を持ちやすい楽しみ方の創出として「旅ノート型冊子」を企画し別途発注している。

「旅ノート型冊子」の訴求、ターゲット層である20～30代女性へのリーチを目的とし、冊子の楽しみ方や、秩父札所巡りを知ってもらうためのイベントを行い、令和8年度の巡礼者数増加を目指す。

※「旅ノート型冊子」の詳細は別紙参照。

2 業務概要

(1) 業務名

地域活性化起業人事業 札所巡礼活性化イベント業務委託業務

(2) 企画提案を求める内容

本業務において企画提案を求めるイベント内容は以下を想定しているが、理由を付してより良いものを提案することを可とする。

<札所・旅ノート型冊子 PR>※必須

札所巡りを含めた秩父の観光 PR、旅ノート型冊子の PR、配布先案内等

<旅ノート型冊子ワークショップ>※任意

旅ノート型冊子を利用した旅行計画のページを作成するワークショップなど、活用例がわかるようなワークショップ

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月18日まで

4 実施限度額

1,000,000円(税込み)

5 契約金額についての特記事項

特になし

6 業務場所

秩父市熊木町8番15号ほか

7 業務内容

別添「地域活性化起業人事業 札所巡礼活性化イベント業務委託仕様書」のとおり

8 プロポーザルの方式について

当該プロポーザル方式は、公募型（一定の条件を満たす参加者を広く募集するもの。）とする。

9 参加資格

本プロポーザルへの参加資格要件は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- （１）令和７・８年度の秩父市物品等入札参加資格者名簿に登録されていること。

※登録を行っていない場合は、参加表明書の提出期限である令和７年１１月２１日までに業者登録を完了すること。

- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しないこと。
- （３）本事業実施要領の配布の日から提案書提出期限日までの期間に、秩父市建設工事等請負指名業者選定規定（平成１７年４月１日訓令第６９号）第７条第１項及び第２項の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- （４）本事業実施要領の配布の日から提案書提出期限日までの期間に建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条第３項若しくは第５項の規定による営業停止処分を受けていない者。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。なお、秩父市暴力団排除条例（平成２４年１２月１９日条例第３４号）に基づき、警察機関に照会を行う場合がある。
- （６）秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成２６年５月２６日告示第１２７号）第３条の規定に基づく指名除外の措置を受けていない者。
- （７）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく民事再生手続開始の申し立てをしていない者。
- （８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。（以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申し立てをなされている者ではないこと。ただし、同法第４１条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第１９９条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続の申し立てをなされなかった者とみなす。
- （９）直近１年間の法人税、消費税及び地方消費税、並びに法人市民税を滞納していない者。

10 応募に関する留意事項

- （１）費用負担

応募に関する書類の作成及び提出・提案に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

イ 提出書類は、庁内及び提案審査で使用する場合に限り複写する。

ウ 提出書類は、秩父市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとする。なお、法人等に関する情報又は事業を営む個人の情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与える恐れのあるものは、同条例第7条第1項第2号の規定により非公開となる場合がある。開示・非開示の判断は、同条例に基づき市が客観的に判断する。

エ 本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出された書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても本市の了解を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁止する。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者（提案者）は、一事業に対し一つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更の禁止

提出期限後においては、提出した書類を変更することはできない。本市の指示により行う以外の提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。なお、提出書類については、後日参考資料等を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書類に虚偽の記載をした場合、および重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は提案書類を無効とする。

11 成果品

成果品は次のとおりとする

・ 報告書（A4版）1部

12 担当部署

秩父市役所総合政策部総合政策課

13 選定スケジュール

期日	実施項目	手段・場所
令和7年11月5日(水)	実施要領等の公開	ホームページ
令和7年11月12日(水)	質問書の提出期限	持参・郵送又は電子メール
令和7年11月14日(金)	質問への回答	ホームページ
令和7年11月25日(火)	参加表明書の提出期限	参加表明:持参又は郵送
令和7年11月28日(金)	企画提案書の提出期限	持参又は郵送
令和7年12月1日	審査	秩父市本庁舎 会議室
令和7年12月1日	プレゼンテーション審査結果の通知	電子メール
令和7年12月1日以降	委託契約締結	

14 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は以下の方法で質問書を提出すること。

(1) 提出方法

「質問書(様式第1号)」により電子メールで提出すること。

※メール件名に「地域活性化起業人事業 札所巡礼活性化イベント業務プロボ質問、送信年月日(西暦8桁)、事業者名」を入力し提出すること。電子メールにて質問書を送付した後は、必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

(2) 提出期限

令和7年11月12日(水)

(3) 提出先

秩父市 総合政策部 総合政策課

Email: seisaku@city.chichibu.lg.jp

電話: 0494-22-2823

※電話による質問は受付しない。

(4) 回答方法

質問への回答は令和7年11月14日(金)までに秩父市のホームページに一括して掲載する。

掲載期間は参加表明の提出期限(令和7年11月25日(火))までとする。

ただし、本業務への受託候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合もある。

15 参加表明

参加を希望する者は参加表明書(様式2)に必要事項を記載し、持参・郵送・電子メールのいずれかの方

法で送付すること。

(1) 受付期間

令和7年11月5日(水)から令和7年11月25日(火)まで

※持参の場合は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号

秩父市役所本庁舎3階

秩父市 総合政策部 総合政策課

seisaku@city.chichibu.lg.jp

16 企画提案

参加表明書を提出した者は、提出期限までに、下記の書類を持参・郵送のいずれかの方法で5部(正本1部・副本(正本の写し)4部)を提出するものとする。

(1) 提出書類

①業務内容に関する提案書(任意様式)

日本工業規格A4判以内のサイズで合計5ページ以内(表紙を除く)とし、フォントサイズは11ポイントを基本とする。

②実施スケジュール(任意様式 A3またはA4サイズで1ページを目安とする)

③業務実施体制(任意様式 A4サイズで1ページを目安とする)

④見積書(任意様式)

※見積額の積算内訳を明示すること。

(2) 提出期限

令和7年11月28日(金)

※持参の場合は受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は必着。

※郵送の場合、総合政策課職員が提出書類を確認した時点を受付日時とする。

(3) 提出先

〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号(秩父市役所本庁舎3階)

秩父市 総合政策部 総合政策課

seisaku@city.chichibu.lg.jp

(4) 留意点

ア 提出された書類は返却しないものとする。

- イ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。
- ウ 企画提案書は、1 提案者（1 事業グループ）につき1 案とする。

17 審査方法

提出された企画提案書に基づき書面による審査を次のとおり実施し、優先交渉権者を選定する。

（1）審査方法

ア 審査日

令和7年12月1日（予定）

イ 会 場

秩父市役所

ウ 審査順

企画提案書を提出した順（受付順）に審査する。

エ 審査員

市職員

オ 審査基準

別表【審査基準表】の審査項目に関する各審査員の評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。「合計点」が最も高い提案者を優先交渉権者とし、本事業委託契約に向けて交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合得点が次に高い者と交渉を行う。

また、「合計点」が最も高い提案者が複数いる場合は、審査員の多数決・協議によって優先交渉権者を決定する。

応募者が1 者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が60 点以上の得点であれば優先交渉権者として決定する。

カ 審査結果の通知

審査に参加したすべての提案者に令和7年12月上旬に郵送及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとする。

別表【審査基準表】

評価項目	評価のポイント	配点
事業者の 実績・信頼度	業務を実施する上で十分な体制であるか	5
事業スケジュール	業務を円滑かつ効率的に遂行できる作業スケジュールか	5
提案内容	①業務理解 本事業の趣旨・目的を正しく理解した提案内容となっているか。業務目的の達成に資する工夫が提案されているか。	10
	②企画性 イベントの内容が魅力的なものとなっているか。	20

	③汎用性 旅ノート型冊子だけでなく、秩父の魅力や札所巡りのPRも十分に行える内容であるか	20
	④費用対効果 提案内容が金額に対し費用対効果が高いか	15
	⑤継続性 イベント終了後も、イベントの内容などをSNSで発信可能であり、継続して魅力をPRできるような提案内容か	20
経済性に関する提案	見積金額の算定が妥当であるか。	5
合計		100

18 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において失格となった提案者が優先交渉権者に選定されているとき、本市はその選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を優先交渉権者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合。
- (4) 本実施要領に違反した場合。
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

19 契約締結

本プロポーザルの優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続きを行うものとする。その際、優先交渉権者はあらためて見積書を提出するものとする。

20 再委託の制限

契約締結後、受託者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。但し、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を外部に再委託してはならない。

21 その他

- (1) 本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、速やかに「辞退届（様式3）」を本市に提出しなければならない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本事業に係る書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提案者の負担とする。急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取消をすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求する

ことはできない。

- (4) プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類を含む。）は、秩父市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき、開示する場合がある。
- (5) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (6) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的として実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

22 問い合わせ先

秩父市 総合政策部 総合政策課

住 所：〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

秩父市役所本庁舎3階

電 話：0494-22-2823

FAX：0494-24-7272

Email：seisaku@city.chichibu.lg.jp